



第4次安城市男女共同参画プラン

2018年度（平成30年度）～2023年度



安 城 市

プラン策定にあたって



本市では、男女が互いに自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方のできる男女共同参画社会の実現を目指すため、2000年(平成12年)に、「男女共同参画プラン」を策定して以降、2013年度(平成25年度)までに3次にわたるプランの改定を行い様々な取組を進めてきました。

しかしながら、2016年(平成28年)に実施した市民、企業、高校生及び町内会を対象とした男女共同参画に関するアンケート調査などの結果から、本市においても、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、男女の平等感が高まっていない状況であることを改めて認識いたしました。

そうした中、国においては、「女性活躍」を成長戦略の柱に掲げ、2015年(平成27年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性の活躍が社会の持続的な発展に不可欠であることを明示しました。そして、本市でも、2016年度(平成28年度)からスタートした「第8次安城市総合計画」において、女性が活躍できる社会環境の整備を重要な取組の一つとして位置付けました。

また、私自身が、2015年(平成27年)に渡欧し、フィンランド共和国での行政調査において、子育ての状況を視察し、社会全体で子育てをする保護者を温かく見守る社会が、男女共同参画社会実現への大きな要因の一つであると明確に認識することになりました。

この度、このような新たな社会的な課題に的確に対応していくため、これまでの取組を継承するとともに、女性活躍の場を職場に限定せず、家庭生活・地域活動などそれぞれの希望する場で活躍ができ、誰もがその生き方を尊重され、安全・安心な暮らしが送れることを目指して、この「第4次安城市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

最後になりましたが、本プラン策定にあたり、熱心にご審議いただきました男女共同参画審議会の委員をはじめ、アンケートやヒアリングにご協力いただきました方々、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

2018年(平成30年)3月

安城市長 神谷 学

目 次

第1章 第4次安城市男女共同参画プランの策定にあたって	1
(1) プラン策定の趣旨	1
(2) プランの期間	2
(3) プランの策定体制	2
(4) プランの位置付け	3
第2章 安城市の現状と課題	6
(1) 統計データに基づく安城市の状況	6
(2) アンケート・ヒアリングからわかる現状・課題	11
(3) 第3次プランにおける達成状況	16
第3章 プランの基本的な考え方	19
(1) プランの最終目標（目指す姿）	19
(2) プランで重視する視点	19
(3) 基本目標	20
(4) 重点項目	21
(5) プランの体系	22
第4章 プランの基本目標別の内容	24
基本目標1 男女平等意識の促進	25
(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開	25
(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	26
基本目標2 若年者への男女平等意識の定着	27
(1) 学校等における教育機会の充実	27
(2) 思いやり、認め合う意識の醸成	28
基本目標3 男女共同参画社会の実践	29
(1) 女性のエンパワーメントへの支援	29
(2) 職場における女性活躍の推進	30
(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備	32
基本目標4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備	34
(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進	34
(2) 性差を踏まえた健康づくりの推進	35
(3) 参画を助ける環境の整備	36

基本目標 5 人権の尊重とDVの根絶	37
(1) 多様性を認め合う社会環境の整備	37
(2) DVの啓発と早期対応	38
第5章 プランの推進体制	39
(1) 市民、事業者等との協働による推進	39
(2) プランの進捗管理	40
(3) 指標一覧	41
資 料 編	46
(1) 策定の経過	46
(2) 男女共同参画社会基本法	48
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	61
(5) 安城市男女共同参画推進条例	69
(6) 安城市男女共同参画審議会規則	72
(7) 安城市男女共同参画審議会名簿	73

第1章 第4次安城市男女共同参画プランの策定にあたって

(1) プラン策定の趣旨

○「第4次安城市男女共同参画プラン」(以下「本プラン」という。)は、安城市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

○基本的な考え方は第3次プランまでの方向性を引き継ぎますが、取組内容の評価・検証結果や、国の動きや新たな課題などを踏まえ、実行性を高めるための新たな施策等を盛り込みます。

■男女共同参画に関する国、愛知県、安城市の動向

年	国	愛知県	安城市
1999	「男女共同参画社会基本法」制定		
2000	「男女共同参画基本計画」策定		「安城市男女共同参画プラン」策定
2001	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定	「あいち男女共同参画プラン21」策定	市民グループネットワーク「さんかく21・安城」発足
2002		「愛知県男女共同参画推進条例」制定	
2003	「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定		「安城市特定事業主行動計画」策定
2004	「DV防止法」の改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 「育児・介護休業法」改正	「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	
2005	「女性の再チャレンジプラン」策定 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2006		「あいち男女共同参画プラン21（改定版）」策定	「第2次安城市男女共同参画プラン」策定
2007	「DV防止法」の改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定	「愛知県少子化対策推進条例」制定	
2008		「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	「安城市男女共同参画推進条例」制定

年	国	愛知県	安城市
2009			
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「第2次安城市男女共同参画プラン」中間改訂
2011		「あいち男女共同参画プラン2011 - 2015」策定	
2012		「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定	
2013		「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定	「第3次安城市男女共同参画プラン」策定
2014			
2015	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」策定 「第4次男女共同参画基本計画」策定		
2016		「あいち男女共同参画プラン2020」策定	「安城市特定事業主行動計画（第2次計画）」策定
2017	「働き方改革実行計画」の策定		

（２）プランの期間

本プランの期間は、2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況を考慮し、随時、施策などの見直しを行うこととします。

■計画期間

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
第8次安城市総合計画											
第4次安城市男女共同参画プラン（本プラン）											

（３）プランの策定体制

本プランは、市の附属機関である安城市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行い策定しました。市においては、各課の担当職員で構成する作業部会、課長級職員で構成する庁内部会において協議し、安城市男女共同参画審議会

において審議する各事項についての原案を作成しました。

また、プランに幅広く市民などの意見や提案を反映させるため、次のような経過を経て策定を行いました。

●アンケート調査（２０１６年（平成２８年）７月～８月）

- 市民アンケート：２０歳以上の男女各１，０００人を無作為抽出して実施
- 企業アンケート：市内事業者５００社を無作為抽出して実施
- 高校生アンケート：市内の高校５校からクラスごとに２５３人を抽出して実施
- 町内会アンケート：市内７９町内会の会長を対象に実施

●ヒアリング調査（２０１６年（平成２８年）１０月）

- 企業ヒアリング：企業アンケートで回答があり、かつヒアリング可能と回答のあった企業２６から、業種・規模別に３企業を選出
- 団体ヒアリング：地域活動団体または団体で活動している個人から３団体を選出

●パブリックコメント（２０１７年（平成２９年）１２月～２０１８年（平成３０年）１月）

- 市民に対し、計画案の公表と説明・意見の募集を行うために実施

（４）プランの位置付け

本プランは、次のような法律に基づき策定します。さらに、本プランの策定にあたっては、国、県等の計画や市が策定した他の計画との整合を図ります。

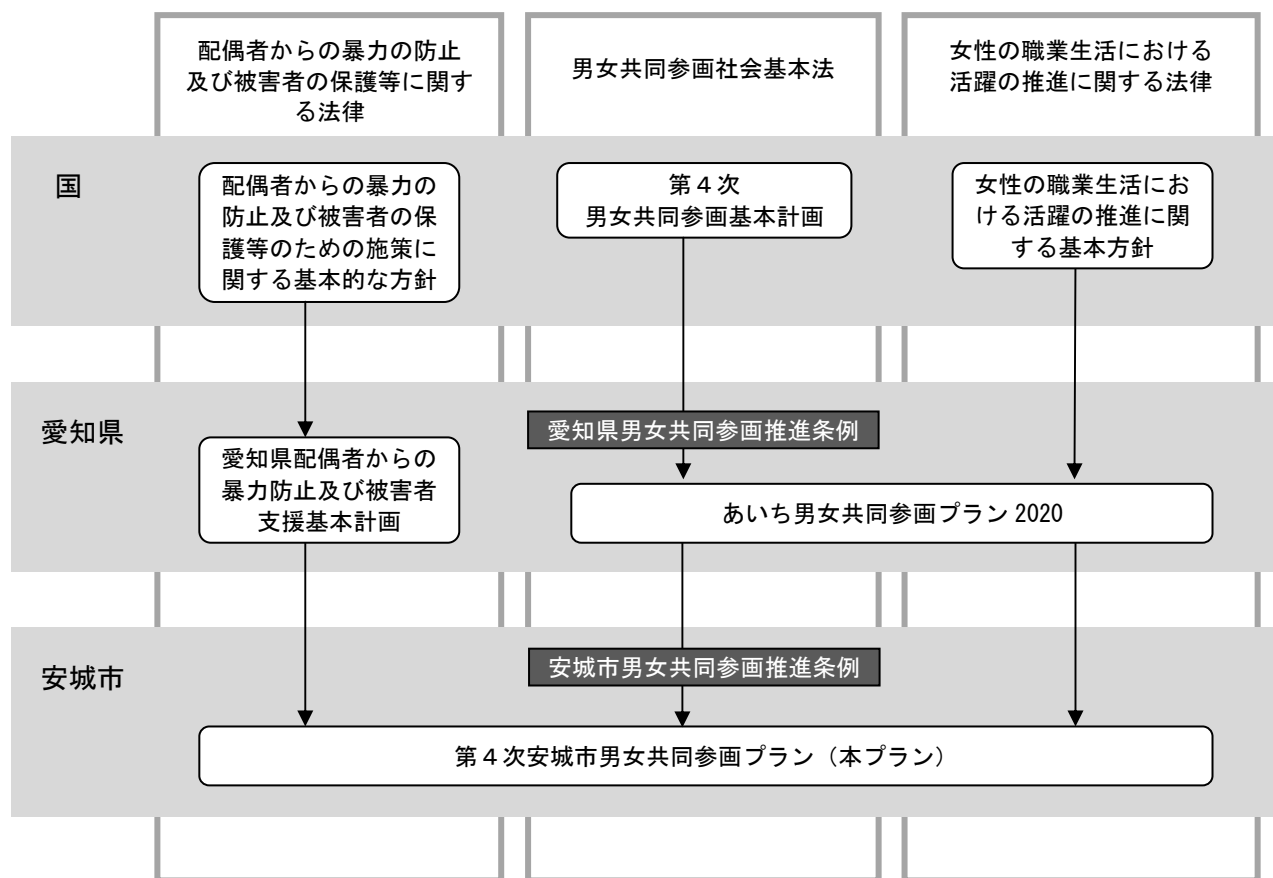
- 「男女共同参画社会基本法」第十四条第３項及び「安城市男女共同参画推進条例」第１０条第１項に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第二条の三第３項に基づく計画（本プランの一部（ＤＶ防止、被害者の保護等に係る施策））
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条の第２項に基づく計画（本プランの一部（女性の職業生活等に係る施策））
- その他、市の上位計画・関連計画との整合を図った計画

※市の施策には、そのすべてに男女共同参画の視点が必要となりますが、特に施策間において連携を図るべき計画を以下に示しています。

■関連する市の計画（主なものを抜粋）

- | | |
|--------------|---------------------|
| ・安城市総合計画 | ・安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| ・健康日本２１安城計画 | ・安城市子ども・子育て支援事業計画 |
| ・あんジョイプラン | ・安城市地域防災計画 |
| ・安城市市民協働推進計画 | ・安城市特定事業主行動計画 |

■各種根拠法と計画・方針等との関連図



■（参考）各種根拠法

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

安城市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2章 安城市の現状と課題

(1) 統計データに基づく安城市の状況

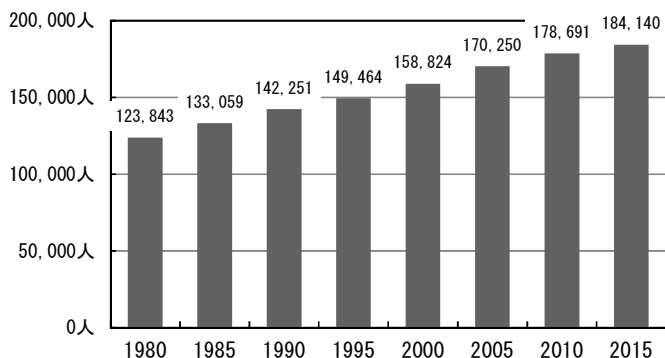
①人口・世帯の状況について

本市の総人口は堅調に増加しており、1980年（昭和55年）から2015年（平成27年）までの35年間で人口が約1.5倍となっています。また、年齢3区分別の人口割合をみると、15歳未満の年少人口割合は減少が続き、65歳以上の老年人口割合は増加を続けています。2015年（平成27年）には初めて年少人口割合を老年人口割合が上回りました。15～64歳までの生産年齢人口割合は1995年（平成7年）をピークに減少に転じています

人口構成を男女別・年齢別にみると、自動車関連企業の立地などを背景に、20歳代から50歳代まで、女性よりも男性の人口が上回っています。一方で80歳以上では平均寿命の差などにより男性よりも女性の人口が上回っています。

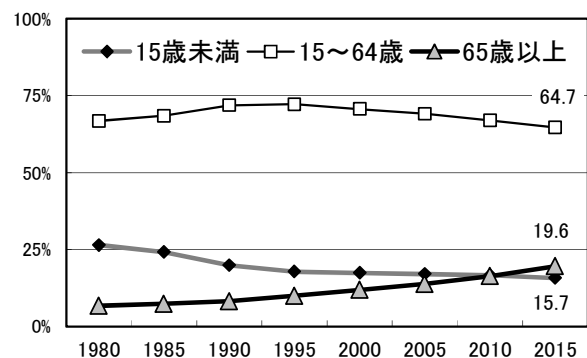
全国に比べて高齢化の進行は緩やかではありますが、本市でも少子高齢化が進んでいます。

■安城市の総人口の推移



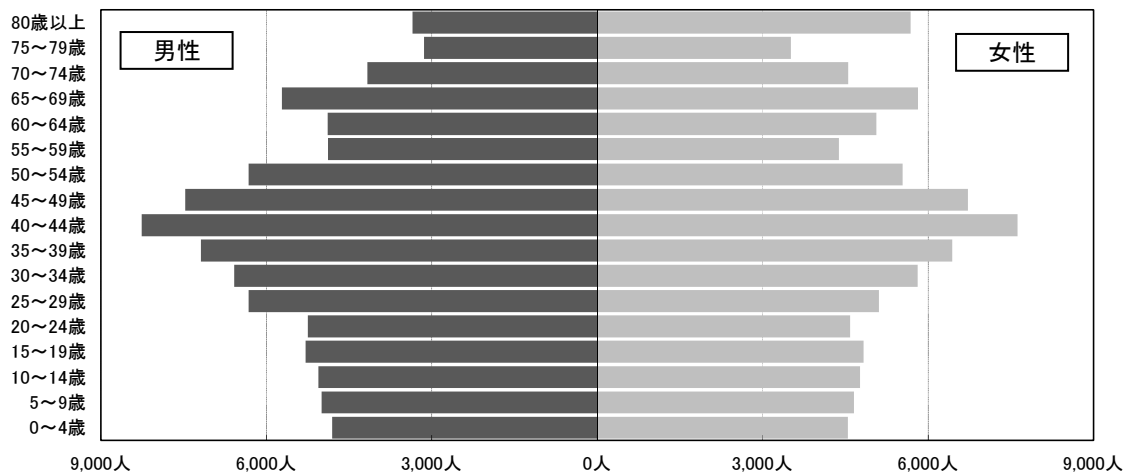
資料：勢調査結果より作成（合計値に「年齢不詳」を含む。）

■安城市の年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査結果より作成（分母から「年齢不詳」を除いて算出。）

■安城市の性別・年齢別人口構成



資料：平成27年国勢調査結果

②労働の状況について

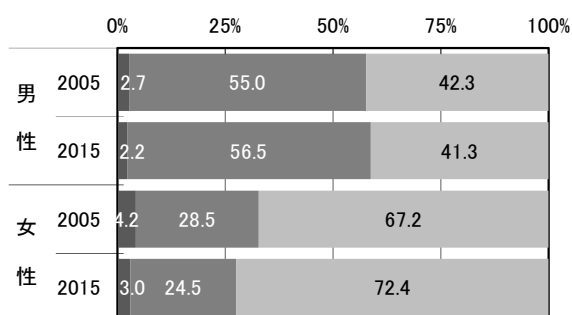
産業分類別の就業者数の割合を男女別にみると、男性では建設業、製造業などを含む第2次産業が、女性ではサービス業などを含む第3次産業の割合が高くなっています。2005年（平成17年）と2015年（平成27年）の10年間の比較では、男性はその割合に大きな変化はなく、女性は第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

また、男女別の雇用者の雇用形態の状況をみると、女性では「パート・アルバイト・その他」が多くなっており、5年前の2010年（平成22年）と比較しても変化がありません。

本市の女性の年齢階級別の労働力率をみると、30歳代前半に大きく下がるM字カーブを描いていますが、その谷は経年でみて浅くなってきています。結婚や出産などを経ても継続して働く女性が増えたことや、未婚者の増加、結婚や出産年齢の高齢化などが影響していると考えられます。

全国、愛知県との比較では、本市のM字カーブの谷が最も深くなっています。

■安城市の男女別産業分類別就業者数の割合



■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業

資料：国勢調査結果より作成

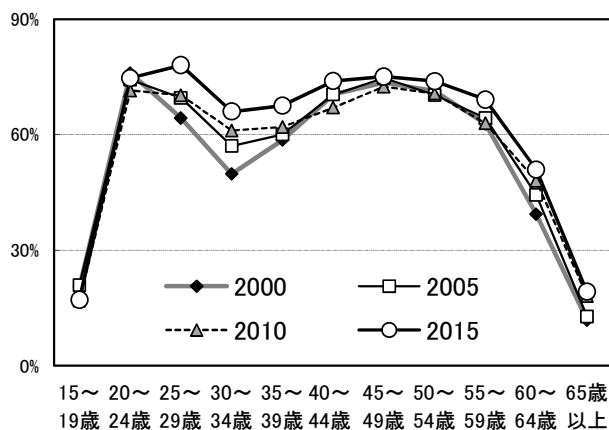
■安城市の男女別雇用者の雇用形態別の割合



■正規の職員・従業員
■労働者派遣事業所の派遣社員
■パート・アルバイト・その他

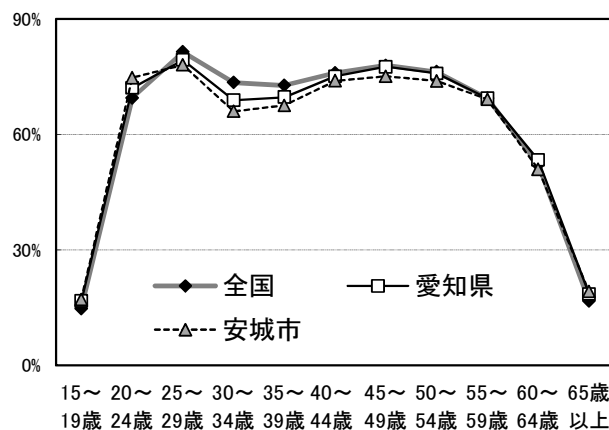
資料：国勢調査結果より作成

■安城市の女性の労働力率の推移



資料：国勢調査結果より作成

■全国、愛知県との比較（女性の労働力率）



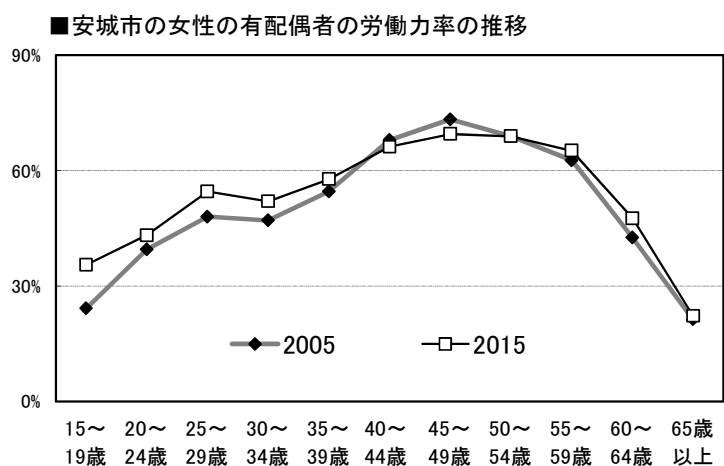
資料：平成27年国勢調査結果

③結婚・出産後の女性の労働の状況について

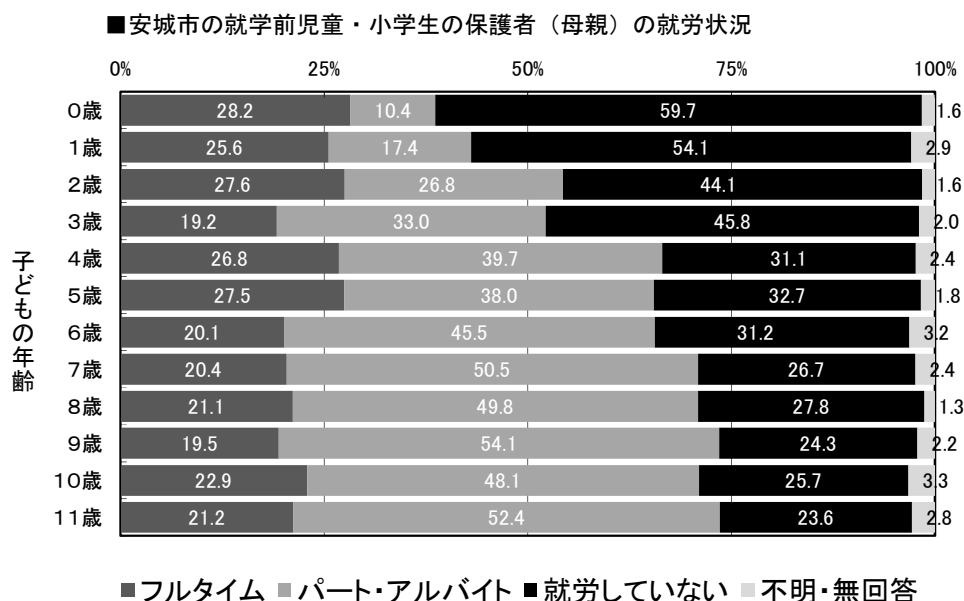
安城市の女性の有配偶者（届出の有無に関係なく、夫のある人）に限定して労働力率を経年でみると、20歳代から30歳代で労働力率が高まっており、結婚後も仕事を続ける女性が増加していることがわかります。

また、2013年（平成25年）に安城市内在住の就学前児童及び小学生を持つ保護者を対象に実施したアンケートによると、母親の就労状況について、子どもが小さいうちは「就労していない」割合が最も高くなり、子どもの年齢が上がるにつれて「パート・アルバイト」として就労する割合が高くなっています。

安城市では出産後も継続して正社員などでフルタイム勤務を行う女性は約2～3割程度にとどまり、その他の多くは出産後に仕事を辞め、その後子どもの成長とともにパート・アルバイトといった形態で働く人が多いことがうかがえます。



資料：国勢調査結果より作成



資料：安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査（2013年（平成25年）実施）

※「フルタイム」「パート・アルバイト」には、それぞれ産休・育休中の人を含む

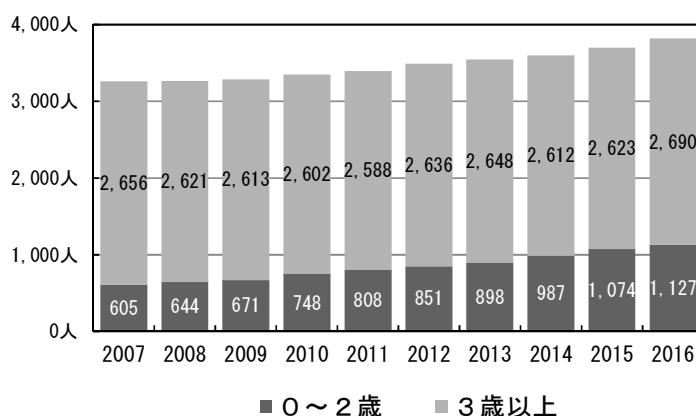
※「就労していない」には、これまで就労したことがない人も含む

④子育て・介護などの状況について

本市には2017年度（平成29年度）現在、保育所が36か所あります。出産後も就労を継続する女性の増加等に伴い保育所の入所児童数は増加傾向にあります。入所児童を年齢別にみると、3歳以上ではこの10年間大きな変化はありませんが、0～2歳の低年齢児の入所が約2倍近くに増えています。

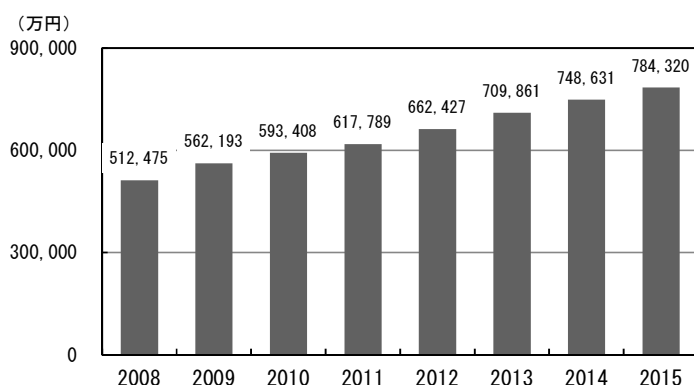
介護を社会全体で支える仕組みである介護保険制度における総給付費は、高齢化や要支援・要介護認定者の増加に伴って増加しています。また、2017年（平成29年）3月に実施したアンケート調査によると、高齢者の在宅生活で介護を行っている人の割合は女性が65.7%となっており、被介護者の、配偶者（妻）や子（娘）、子の配偶者（嫁）など、女性が介護を担っている割合が高いことがわかります。

■安城市の保育所入所児童数の推移



資料：'16安城の統計

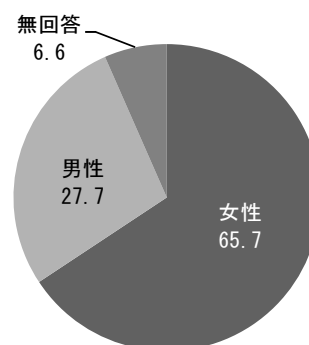
■安城市の介護給付費の推移



資料：'16安城の統計

■介護を行っている人の性別

※要介護認定を受けている人へのアンケート調査
回答件数：2,382



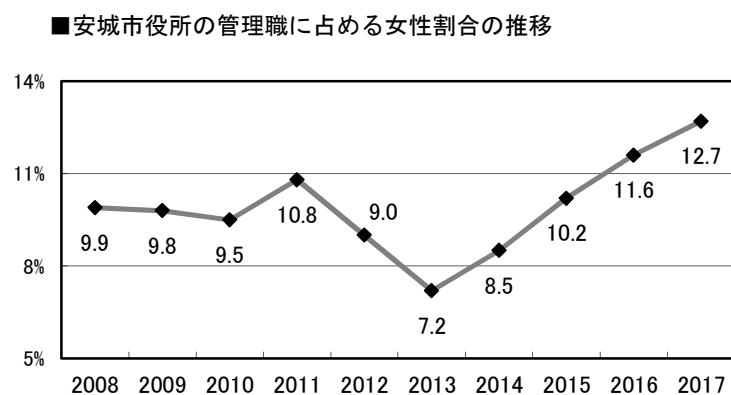
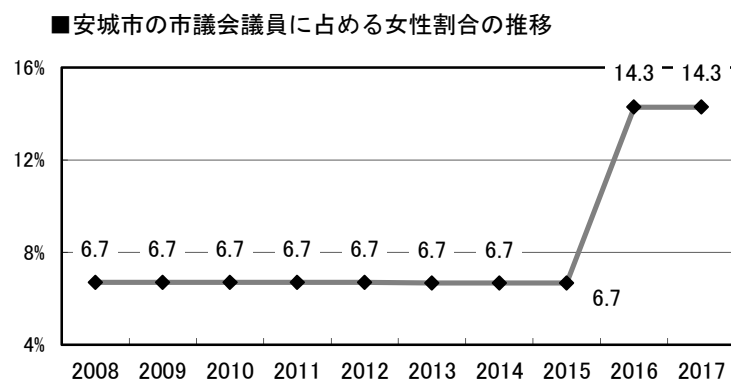
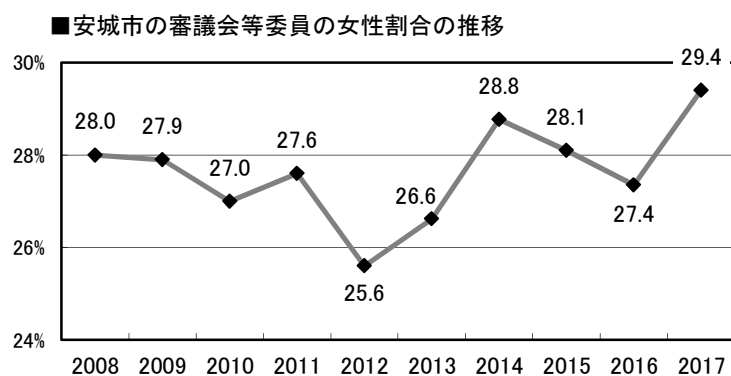
資料：高齢者等実態調査
（2017年（平成29年）3月）

⑤女性の参画の状況について

安城市の審議会等委員の女性割合は、増減を繰り返しつつも20%台後半で推移しています。「第3次安城市男女共同参画プラン」では、2017年度（平成29年度）目標を32%としており、達成には至りませんでした。

市議会議員に占める女性割合は、2016年（平成28年）以降、14.3%（議員定数28人中4人）と上昇しています。

安城市役所の管理職に占める女性割合は、2013年（平成25年）に7.2%に落ち込んだものの、以降は上昇傾向にあります。



資料：安城市市民協働課（各年4月1日時点）

（２）アンケート・ヒアリングからわかる現状・課題

２０１６年（平成２８年）に、市民、企業、高校生、町内会への各種アンケート調査、団体・企業へのヒアリング調査を実施しました。

■アンケート調査の実施概要

区 分	市民	企業	高校生	町内会
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収（督促状１回）		学校を通じた配布・回収	郵送配布・郵送回収
実施期間	２０１６年（平成２８年）７月２０日～８月８日			
配布数	２，０００	５００	２５３	７９
回収数	９３９	２４３	２５３	６８
回収率	４７．０％	４８．６％	１００．０％	８６．１％

■ヒアリング調査の実施概要

区分	内容
実施時期	２０１６年（平成２８年）１０月１１日、１７日
調査方法	訪問面談による聞き取り調査
企業	碧海信用金庫、アンデン株式会社、アサノ薬品株式会社
団体	老人クラブ（各中学校区の女性部会）、町内会（前、コープ野村新安城自治会会長）、さんかく２１・安城（会長）

①市民意識と実態について

固定的な性別役割分担に基づく考え方は薄らいでいるが、実態ではまだ女性の家事・育児負担の多さ、男性の家事・育児への参画のしにくさといった現状が見られる。

「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に代表される固定的な性別役割分担に対し、経年で見て「そう思わない」と回答する割合が３７．４％（２０１１年：２０．０％、２００８年：２４．３％）と増加しています。また、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方については、経年でみて「男らしさ、女らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよい」の割合が５９％（２００４年）から７０．６％（２０１６年）に上昇しています。さらに、２０１６年の高校生アンケートでも７４．５％となっており、性別ではなく個性を重んじる子育てが支持されるようになっていきます。

しかし、男女別の家事・育児時間や育児休業の取得状況などをみると、仕事の有無に関らず女性の家事・育児時間が長いこと、男性の育児休業取得率が低いことといった実態が浮かび上がっており、意識と実態に差があることがうかがえます。

②職業生活やワーク・ライフ・バランスについて

結婚・出産後も働き続ける女性が多くなっている反面、家事・育児の役割は継続して女性が担う状況となっている。男性は「仕事」を優先する生活スタイルになっており、「家庭生活」の優先を希望しても実現できていない。

市民調査の女性が職業を持つことについての考えでは、本市の市民意識は「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」とする割合が45.9%と、最も高くなっています。経年でみると、2008年度（平成20年度）以降、「結婚をしても、子どもができてもしっかりと仕事を続けるほうがよい」割合（2016年：32.5%、2011年：24.2%、2008年：21.0%）が高まっていますが、全国調査（国：54.2%）と比較するとその割合は大きく下回っています。

女性従業員の働き方で多いものを企業調査でたずねたところ、「育児休業などを活用して仕事を続ける」が最も高い割合を占めており、特に大企業では70%以上が結婚・出産に関わらず働き続けると回答しています。

さらに市民調査において生活での優先状況を現実と希望の両面からたずねたところ、男性では「家庭生活」を優先したい77.2%に対し、現実には36.6%と、大きな差がみられ、「家庭生活」の優先を希望していても実現できていない状況にあります。

③女性の就業や管理職・役職への登用について

女性の管理職・役職への登用は今後増えていくことが見込まれ、女性自身のエンパワーメントや男性も含めた意識や働き方の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められる。

高校生調査において将来、就職先でどのくらいまで昇進したいと思うかたずねたところ、「がんばってできるだけ昇進したい」「できれば昇進したい」といった、昇進に前向きな回答をあわせて女性で84.4%、男性で89.9%みられました。

企業調査において、今後、女性を管理職に登用しようと考えているかたずねたところ、従業員数100人未満の企業では43.9%が、100人以上の企業では62.5%が「積極的に登用していきたい」と回答しており、女性の積極登用を進めようとする動きがみられます。

④地域活動について

現在の町内会の会長、副会長はほとんどが男性だが、女性の参画が望まれている。

町内会調査において、会長・副会長の性別をたずねたところ、女性は副会長で5.9%となっています。町内会における女性が担っている役割で多いものは「行事等の手伝い活動（主に準備、片付け、その他雑務）」となっています。町内会の意思決定の立場へ積極的に女性が参加することについては、97.0%が『必要』（「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」を合わせたもの）としており、女性の参画が望まれています。

⑤DVについて

精神的な暴力で被害経験者の割合が高く、被害者の半数は誰にも相談しない。

市民調査の配偶者や恋人からの暴力の経験についての設問では、『被害経験があった』割合が最も高いものは男女ともに精神的暴力となっています。また、「医師の治療が必要となるくらいの暴行を受ける」、「医師の治療が必要とまらない程度の暴力を受ける」といった身体的暴力の被害経験者も、女性でそれぞれ1.6%、6.9%みられます。

高校生調査において、現在または過去に彼氏・彼女がいた人のうち、彼氏・彼女からの暴力の経験をたずねたところ、「言葉でけなされて嫌な思いをさせられた」では女子高校生よりも男子高校生で『被害経験があった』割合が高くなっています（女子：16%、男子：25.6%）。また、男子高校生では「あなたの行動を制限された」での経験の割合も高くなっています（女子：8.5%、男子：12.9%）。

暴力を受けた際の対応としては、市民・高校生ともに「誰にも相談しなかった」割合が半数程度（市民：52.5%、高校生：45.0%）みられており、被害が潜在化していることが考えられます。

⑥市民・企業・地域の役割について

すべきこと、取り組みたいことを踏まえ、家庭、企業、地域それぞれにおいて、できることから始めていく必要がある。

市民調査、企業調査、町内会調査において、それぞれに自分ができること、企業で今後力を入れること、町内会で取り組みたいことをたずねました。家庭では、家事・育児などの分担、企業では育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくり、町内会では女性の意見を反映した行事・会議等の検討がそれぞれ高くなっています。

⑦ヒアリング調査の結果の概要について

【企業ヒアリング結果まとめ】

※ヒアリングを行った対象企業は、それぞれA社、B社、C社として記載しています。

女性社員は増加傾向。今後も増え、定着率も高まっていくと思われる。

女性社員はA社、B社ともに増えてきており、今後も増加することが見込まれています。

A社、B社ともに、女性該当社員のほとんどが育休を取得し、仕事を続けています。男性の育休は実績がなく、業務量や社内風土的にも取得する雰囲気となっていない現状があるようです。

A社では、1人目の出産・育児を乗り越えても、支援の少ない核家族世帯などでは2人目の出産・育児の際に両立が困難となり退職する女性社員もみられるということです。

当面は係長相当職(30代)での女性割合の向上が目指されている。

就業を継続する女性が増え、就業年数を経ていくことで、管理職になる年齢層の女性も増えていくことが想定されます。A社、B社ともに、まずは30代・係長級の女性社員の育成を短期的な目標としています。

A社は、女性を含めた人材育成に積極的に取り組んでおり、育休明けの復職支援、研修の実施や、女性社員のニーズを吸い上げ、社内制度などに反映させるための会議の開催などを通じ、女性社員が主体的にキャリアを形成するための支援体制を充実させています。

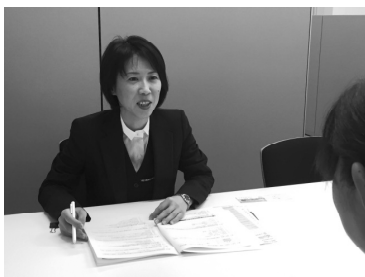
また、A社、B社からは、家庭を持ち、子育てしながら管理職に就く女性には心理的な負担感（部下に仕事を任せて早く帰りにくいことなど）が大きいという意見が出されています。管理職に求められる能力や働き方が従来から変わらない中で、主に家庭的責任（家事・育児・介護など）を負う女性社員が管理職に就くことの困難さがあるようです。

ワーク・ライフ・バランスの促進も必要性が高まっている。

B社では、男性社員も含めた長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの促進を進めていく必要性を感じています。介護については、いずれの企業でもまだ必要性はそれほど感じられておらず、課題とはなっていない状況です。

中小企業では女性の働き方も柔軟な体制をとっている。

C社は社内制度を無理に男女平等にするのではなく、現実の社員の家庭の状況に合わせて、より自由に、柔軟に働ける環境となっています。小規模で社員の状況やニーズが見えやすいことが、男女の働きやすさにつながっていると考えられます。



【団体ヒアリング結果まとめ】

団体における女性役員登用は進みつつある。

老人クラブのヒアリングによると、男女共同参画の状況も地域ごとにやや差があるということです。しかし、全体的には活動内での男女の別は徐々になくなってきており、その背景には意識が改善したということ以外に、人材が不足する中で性別という枠にこだわってはいられない状況となっていることがうかがえます。

町内会活動においても、「コープ野村新城」のような若い女性が会長を務める例はまれであり、60代以上の男性が会長を務めることがほとんどです。しかし、実際の活動状況をうかがったところ、本人のやる気、周囲の協力や地域の受入意識があれば、まったく問題なく活動が進められることがわかりました。ただし、活動においては家族・職場の協力も不可欠です。

男女の関係は「共同」から「多様性」へと変化しつつある。

地域活動や市民活動の現場では、女性だけ、男性だけの活動ではなく、ともに協力し合って地域課題解決のために進んでいくことが必要とされています。女性は比較的、人との交流や地域との関わりを持ちやすい環境にあります。これまで職場中心の生活を送ってきた退職後の男性が活躍できる場面が求められています。

また、LGBT^{※1}など様々な少数者も含め、多様性を包含できる社会づくりも求められています。



※1 L G B T

広く、性的指向が異性愛でない人々や、性自認が誕生時に付与された性別と異なる人々。

(3) 第3次プランにおける達成状況

本プラン策定の参考とするため、以下のとおり第3次プランで設定した成果指標の達成状況を評価しました。

なお、2016年度（平成28年度）の目標値はないため、2017年度（平成29年度）の目標値で評価しました。

- 【評価基準】 A：2017年度（平成29年度）の目標値をすでに達成している。
 B：2017年度（平成29年度）の目標値には達していないが、2011年度（平成23年度）の実績値よりも改善している。
 C：2011年度（平成23年度）の実績値から横ばいである。
 D：2011年度（平成23年度）の実績値よりも後退している。

基本目標Ⅰ 男女平等意識の促進

基本施策Ⅰ－Ⅰ 男女共同参画に関する啓発促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
家庭生活の場が男女平等であると考える市民の割合	女性38.4% 男性48.8%	26.9% 38.2%	女性49% 男性55%	D
学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合	女性75.8% 男性78.3%	56.0% 61.0%	女性85% 男性80%	D
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合	女性20.2% 男性32.8%	9.4% 21.9%	女性29% 男性41%	D
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合	女性42.4% 男性54.1%	26.3% 33.9%	女性37% 男性49%	A
子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合	女性67.4% 男性60.5%	73.5% 66.0%	女性68% 男性68%	B
市との協働による男女共同参画の啓発のための講座・フォーラム開催数	—	5事業	5事業	A
女性関連図書の蔵書冊数	1,769冊 (2012.4)	2,605冊	1,800冊	A
平均点数（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点として算出。以下同じ）				2.57

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実践

基本施策 Ⅱ－１ 方針・施策決定の場における女性の参画促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
託児を設置した学級・教室、公民館講座などの数	30事業	30事業	32事業	C
法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	25.6% (2012.4)	27.4%	32%	B
人材リストへの登載者数	104人	172人	164人	A
市管理職員（補佐級以上・専門職を含む）のうち、女性が占める割合	9.0% (2011.4)	11.6%	10%	A
平均点数				3.25

基本施策 Ⅱ－２ ワーク・ライフ・バランスの推進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
パパママ教室への参加率（両親で教室に参加した初産婦数／全初産婦数）	25.8%	38.7%	30%	A
就業に関する広報活動回数	25回	34回	30回	A
市男性職員の育児休業等の取得率（配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む）	77.8%	81.3%	78%	A
家族経営協定の締結農家戸数	59戸	62戸	71戸	B
平均点数				3.75

基本施策 Ⅱ－３ 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
女性が会長を務めている老人クラブ数	3クラブ	6クラブ	5クラブ	A
さんかく21・安城の参加団体数	21団体	20団体	27団体	D
安城市民活動センター登録団体数	360団体 (2012.4)	385団体	360団体	A
女性対象防犯教室の参加者数	—	138人	60人	A
平均点数				3.25

基本目標Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

基本施策 Ⅲ－１ 生涯にわたる健康づくり

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
健康教育の講師派遣及び性教育などに関する物品の貸し出し回数	9件 (うち性・生に関して8件) 物品貸出し 5件	35件 (うち性・生に関して8件) 物品貸出し 12件	15件	A
平均点数				4.0

基本施策 Ⅲ－２ 参画を助ける環境の整備

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
特定保育実施箇所数	2か所	2か所	2か所	A
子育て支援センター設置数	5か所	5か所	5か所	A
児童クラブ設置数	32か所	48か所	35か所	A
平均点数				4.0

基本目標Ⅳ DVの根絶

基本施策 Ⅳ－１ DVに関する啓発活動の推進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
DV啓発活動回数	—	5回	5回	A
平均点数				4.0

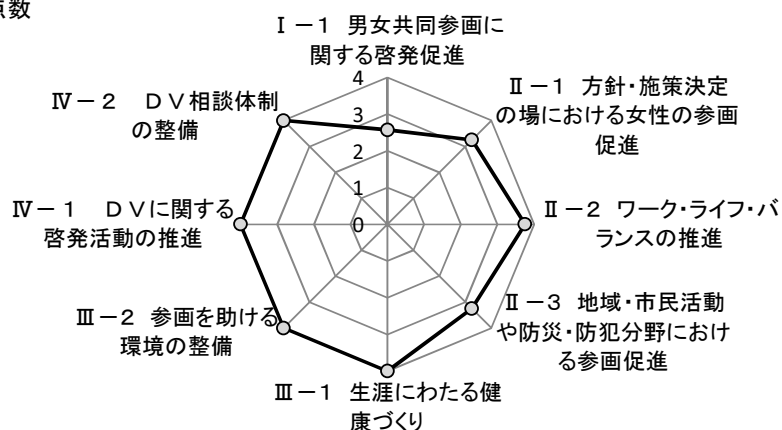
基本施策 Ⅳ－２ DV相談体制の整備

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
DV庁内連絡会議の開催回数	0回	2回	2回	A
虐待等防止地域協議会の開催回数	3回	3回	3回	A
平均点数				4.0

【評価結果のまとめ】

26ある指標のうち、A判定となったものは18指標と、全体の約7割を占めました。目標未達成ではあるものの、計画策定時点から改善したB判定も含めると約8割が良好な結果となっています。一方、D判定のものは4指標（約15%）を占めています。特に「家庭生活の場」「学校教育」「社会通念・慣習・しきたり」での男女の平等感が高まっていない本質部分で改善が見られません。課題を分析し、4次プランでは、こうした課題に対する様々な取組が必要です。

■各分野の平均点数



第3章 プランの基本的な考え方

（１）プランの最終目標（目指す姿）

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられており、この男女共同参画社会を実現することは「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。

「安城市男女共同参画推進条例」の前文においても、男女共同参画社会の実現を目指して条例を制定していることをうたっており、本プランにおいても、これまでの考え方を継承し、最終目標を「男女共同参画社会の実現」とします。

（２）プランで重視する視点

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が2015年（平成27年）に制定され、これにより、女性の活躍促進が加速しています。

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを背景に、我が国最大の潜在力とも言われる女性の活躍に期待が寄せられていますが、女性の活躍は職業生活の観点のみで測れるものではありません。本市は、2016年度（平成28年度）を初年度とする「第8次安城市総合計画」において、『市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち』を将来都市像に掲げています。管理職にチャレンジしたい、子どもが小さいうちは仕事よりも子育てを優先したい、男性でも専業主夫になりたい、性別にとらわれない生き方をしたい…、一人ひとりの様々な「豊かさ」「幸せ」を追い求めることができるよう、本プランにおいては、女性活躍に加えて、多様な選択を可能とする社会づくりを目指し、次のような視点を持って施策を推進します。

安城市の目指す男女共同参画の姿

- 女性の活躍とあわせて男性の家庭参画を進めることで、男女が家庭内の役割を分かち合うことができる。
- 職場で活躍したい人、家事や育児・介護等の家庭生活に専念したいと思う人など、それぞれの希望が叶えられる環境がある。
- 誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、安全・安心な暮らしを送ることができる。

(3) 基本目標

本プランは、次の目標に沿って施策・取組を展開します。

基本目標① 男女平等意識の促進

家庭や地域、職場などのあらゆる場面において、誰もが自分らしく生きることができるよう、情報発信や啓発を通じて固定的な性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の定着を図ります。

基本目標② 若年者への男女平等意識の定着 【4次プランからの新規】

これからの社会を担う若い世代に男女共同参画の意識が根付くよう、学校などを通じて男女共同参画について学ぶことができる機会の提供を行います。

基本目標③ 男女共同参画社会の実践

政策・方針決定過程や管理的地位につく女性の増加に向け、女性のエンパワーメントへの支援を行います。また、特に職業生活における女性活躍の促進とあわせて、男女が平等に家庭的責任を担うとともにワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりを進めます。

基本目標④ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

地域活動や市民活動、防犯・防災活動において男女共同参画を浸透させるための取組を進めます。また、男女の心身の健康づくりや子育て支援の充実など、ライフステージにあわせて男女の自立と共生・参画を助けるための環境整備を進めます。

基本目標⑤ 人権の尊重とDVの根絶

すべての人の人権が尊重される社会としていくため、人権尊重に関する啓発やあらゆる人権侵害を防ぐための取組を進めます。

また、DVの防止に関する周知・啓発を行うことで、DVを許さない社会環境づくりに取り組みます。さらに、早期段階で相談できる体制を整備するとともに、被害に遭った場合の自立支援や二次被害の防止に向けた取組を進めます。

(4) 重点項目

アンケートやヒアリング、3次プランの評価結果、国や県等の動向を踏まえ、本プランの重点項目として次の5つを掲げます。

重点Ⅰ 女性の活躍推進に向けた取組の強化

企業アンケートでは、今後女性の活躍を促進する動きが見られ、高校生アンケートでも昇進等に意欲的な女子生徒の割合も高くなっています。本市の産業として高い割合を占める製造業や中小企業において女性の活躍が立ち遅れている現状も踏まえ、女性活躍推進法の趣旨に基づき働きかけを行います。また、審議会における女性登用率についても目標未達成であることから、方針決定過程や管理的な立場における女性の割合を高めるための取組を進めます。

重点Ⅱ 働き方の改革も踏まえた男性の家庭参画の促進

アンケート、ヒアリングでは男性の育休などの取得しにくさや、共働き家庭における男女の家事時間の格差などが明らかになりました。また、長時間労働の改善や生産性の向上など、幅広い分野で職業生活に関わる問題解決に向けた検討が国全体でも進んでいます。

男性の家庭参画の阻害要因である「職場環境」を改善する気運づくりを行うとともに、男性自身の家事、育児、介護にかかるスキルを高めるための支援を行うなどし、より一層の男性の家庭参画を促進します。

重点Ⅲ 児童・生徒などの若い世代に向けた働きかけの充実

市民の男女共同参画に関する意識は徐々に改善しつつあると言えますが、依然として様々な分野で男性の優遇感が強くなっています。取組の影響・効果が高いと考えられる児童・生徒など若年者への男女平等教育や意識啓発などを進めることで、長期的な視点で男女共同参画社会の実現を図ります。

重点Ⅳ 町内会等、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

町内会長は男性がほとんどを占めていますが、活動している人の中では、女性の参画の必要性も認識されています。人口減少・高齢化の社会となる中で、様々な人材がコミュニティ活動に参画していけるようにするための気運づくり、仕組みづくりのサポートなどを行います。

重点Ⅴ 人権を尊重し、人々の多様性を包含する社会づくり

男女間の暴力に関して、依然として被害の潜在化、認識の不足等を背景にした精神的暴力の被害割合の高さ等が傾向として見られます。啓発や若い世代への働きかけを強化していく必要があります。

加えて、LGBTなど性的少数者への配慮等の必要性が社会全体で求められ始めており、本市においても実態の把握や取組を進めます。

(5) プランの体系

※「区分」の中の「重点項目」は前ページの重点項目に該当する取組。

「DV法」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画に該当する取組。

「活躍法」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画に該当する取組。

基本目標	施策	No.	取組	区分		
				重点項目	DV法	活躍法
① 男女平等意識 の促進	(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開	1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出			
		2	男女共同参画に関する情報発信の充実			
		3	男女共同参画イベントの開催			
	(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	4	出前講座の実施			
		5	人材育成のための講座等の開催			
		6	市役所職員への男女共同参画研修の実施			
② 若年者への男 女平等意識の 定着	(1) 学校等における教育機会の充実	7	保育者への男女共同参画研修の実施			
		8	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	Ⅲ		
		9	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	Ⅲ	○	
		10	教育現場におけるLGBTへの対応	Ⅲ		
	(2) 思いやり、認め合う意識の醸成	11	思春期保健の推進			
		12	赤ちゃん出合い・ふれあい交流事業の推進			
③ 男女共同参画 社会の実践	(1) 女性のエンパワーメントへの支援	13	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組			
		14	女性の人材リスト等の整備			
		15	女性の人材育成のための研修・講座への派遣			
		16	誰もが学べる環境の整備			
	(2) 職場における女性活躍の推進	17	職場での女性活躍に向けた啓発・情報提供			○
		18	女性の起業支援の実施			○
		19	女性の就労支援・再就職支援等の実施	I		○
		20	安城市における「特定事業主行動計画」の推進			○
		21	女性農業者への支援の充実			○
		22	子育て支援や女性の活躍推進を行う企業への優遇策の検討	I		○

基本目標	施策	No.	取組	区分		
				重点項目	DV法	活躍法
③ 男女共同参画社会の 実践	(3) 家庭的責任をともに 担うための環境の整備	23	各種制度（育児休業・介護休業等）の周知			○
		24	男性の家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	Ⅱ		○
		25	子育て世代の男性に対する家事・育児参画の促進	Ⅱ		○
		26	働き方の見直しのための啓発	Ⅱ		○
		27	女性活躍推進のための講座などの開催	Ⅰ		○
		28	子育て家庭への支援の充実	Ⅱ		○
		29	女性のライフプランニング支援			○
④ 男女の自立と共生・ 参画を進める環境の 整備	(1) 地域・市民活動や防 災・防犯分野における参画 促進	30	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	Ⅳ		
		31	防災活動における男女共同参画の推進	Ⅳ		
		32	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催			
		33	男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成			
	(2) 性差を踏まえた健康 づくりの推進	34	妊娠や出産に関する健康支援の実施			
		35	男女特有の疾病に対する予防支援			
	(3) 参画を助ける環境の 整備	36	通常教育・保育事業の推進			
		37	一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業等の充実			
		38	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進			
		39	市職員における、介護離職ゼロに向けた取組の推進			
⑤ 人権の尊重とDVの 根絶	(1) 多様性を認め合う社 会環境の整備	40	LGBT等、多様な性に関する理解促進	Ⅴ		
		41	あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発			
		42	様々な相談事業の実施			
	(2) DVの啓発と早期対 応	43	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	Ⅴ	○	
		44	DVに関する相談対応の実施		○	
		45	被害者支援にあたっての関係機関との連携強化と適切な一時保護の実施		○	
		46	被害者の自立支援		○	
		47	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化		○	

第4章 プランの基本目標別の内容

「第4章」の見方

基本目標 1 男女平等意識の促進

成果指標

- ①社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であるとする市民の割合
現状値:女性 9.4% → 目標値:女性11.7%
男性 21.9% → 男性23.3%
(2016年度) (2023年度)
- ②「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合
現状値:女性26.3% → 目標値:女性18.0%
男性33.9% → 男性32.5%
(2016年度) (2023年度)

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開

- 2016年度（平成28年度）に実施した市民アンケートによれば、本市で割分担を否定する割合が上昇しています。性別で役割を区別するのではなく、多様な生き方を支持する意識が浸透しつつあると言えます。今後も広く市民に対し、「男女共同参画」の重要性を普及していく必要があります。
- 市民の主体的な学習を支える環境整備を進めることと、市民協働により情報発信や啓発を行っていく仕組みづくりをさらに充実させ、受け手である市民の視点に立った情報発信や啓発を行っていくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出	男女共同参画に関連する図書や関連雑誌、DVDなどを収集・整備し、貸出を行うことで、市民・団体等の自主的な学習を支援する。 指標 女性関連資料の蔵書冊数	アンフォーレ課
2	男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の発行や広報紙、ホームページなどへの記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信する。 指標 情報誌の年間発行回数	市民協働課
3	男女共同参画イベントの開催	市民活動団体と市が協働して男女共同参画に関するイベント等を開催する。（週間・月間イベント） 指標 男女共同参画関連イベント参加者数	

①基本目標ごとに「成果指標」としてアウトカム指標を設定します。（主にアンケート結果や女性割合など）

②施策ごとに、「取組」につながる考え方や背景、現状・課題を示します。

③取組、内容、担当課を記載します。それぞれの取組ごとに、指標を設定しています。

（指標に関する詳しい内容は、「第5章 プランの推進体制」をご覧ください。）

成果指標

- ① 社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であるとする市民の割合

現状値:女性 9.4% →目標値:女性11.7%

男性 21.9% → 男性23.3%

(2016年度)

(2023年度)

- ② 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合

現状値:女性26.3% →目標値:女性18.0%

男性33.9% → 男性32.5%

(2016年度)

(2023年度)

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開

- 2016年度（平成28年度）に実施した市民アンケートによれば、本市では固定的な性別役割分担を否定する割合が上昇しています。性別で役割を区別するのではなく、多様な生き方を支持する意識が浸透しつつあると言えます。今後も広く市民に対し、「男女共同参画」の重要性を普及していく必要があります。
- 市民の主体的な学習を支える環境整備を進めることと、市民協働により情報発信や啓発を行っていく仕組みづくりをさらに充実させ、受け手である市民の視点に立った情報発信や啓発を行っていくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出	男女共同参画に関連する図書や関連雑誌、DVDなどを収集・整備し、貸出を行うことで、市民・団体等の自主的な学習を支援する。 指標 女性関連資料の蔵書冊数	アンフォーレ課
2	男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の発行や広報紙・ホームページなどへの記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信する。 指標 情報誌の年間発行回数	市民協働課
3	男女共同参画イベントの開催	市民活動団体と市が協働して男女共同参画に関するイベント等を開催する。（週間・月間イベント） 指標 男女共同参画関連イベント参加者数	市民協働課

（２）男女共同参画に関する学習機会の提供

- 男女共同参画は生活のあらゆる場面で必要なものであり、職場や地域など、様々な場面で男女共同参画について学ぶことができる仕組みづくりが大切です。
- 市民に対する男女共同参画や女性活躍に関する学習機会を提供するとともに、その内容についても時代や参加者のニーズに対応させていくことで、変化する時代に対応できる人材育成を進めていく必要があります。
- あらゆる行政施策において男女共同参画や女性活躍の視点が求められています。そのため、施策の推進にあたる市役所職員への研修も継続して実施していく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
4	出前講座の実施	市民などの要請に応じ、地域、職場、学校園などにおいて男女共同参画に関する出前講座を実施する。 【指標】 出前講座の実施回数	市民協働課
5	人材育成のための講座等の開催	方針・施策決定の場に参画できる女性人材を計画的かつ継続的に育成する。 【指標】 人材育成講座の受講者数（累計）	市民協働課
6	市役所職員への男女共同参画研修の実施	男女共同参画への意識を高めるため、市職員への研修を実施する。 【指標】 市職員の男女共同参画研修参加者数	市民協働課



男女共同参画イベント



人材育成講座

成果指標

- ① 学校教育の場が男女平等であるとする市民の割合

現状値:女性56.0% →目標値:女性62.7%

男性61.0% → 男性65.2%

(2016年度)

(2023年度)

- ② 子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいとする市民の割合

現状値:女性73.5% →目標値:女性77.7%

男性66.0% → 男性76.4%

(2016年度)

(2023年度)

(1) 学校等における教育機会の充実

- 教育現場における教職員の意識や行動は、児童生徒の男女の平等感等に大きな影響を及ぼすことから、教職員が男女共同参画などについて正しい認識を持つことが重要です。
- LGBTと言われる性的少数者については、社会生活上様々な問題を抱えている状況にあると言われており、学校現場においても対応が求められています。配慮のない対応等でそのような児童生徒が傷つくことがないように、また、教職員などが児童生徒の悩みや不安を受け止めることができるよう、理解を浸透させていくことが必要です。

No.	取組	内容	担当課
7	保育者への男女共同参画研修の実施	園長・所長を対象に、男女共同参画に関する研修を実施し、男女平等への理解を深める。 [指標] 保育者研修会の参加人数	保育課
8	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	学校等において、男女平等意識を浸透させるための学習を推進する。 [指標] 「道徳」「学活」「総合」「保健」「人権教育」の授業で男女共同参画の学習を行った学級数	学校教育課
9	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	生徒向けにデートDVに関する内容のリーフレットなどを作成・配布し、周知を行う。 [指標] リーフレット等の配布数(市民協働課)	市民協働課 学校教育課
10	[新規] 教育現場におけるLGBTへの対応	教育現場において性的少数者(LGBTなど)に対する理解を深めるための啓発や研修機会の提供を行う。 [指標] LGBTに関する啓発実施率	学校教育課

(2) 思いやり、認め合う意識の醸成

- 男女の身体の違いが現れてくる思春期に、男女それぞれの心や身体の違いを理解し合い、認識を深めることができるようにすることが大切です。
- 大人になり、職場、家庭、地域やライフステージの様々な段階で、男女共同参画を阻害する意識、行動等が現れる場合があります。そのため、価値観が形成される前段階の子どもの頃から人権意識や他者を思いやる気持ちなどを学ぶことができる機会を持つことが必要です。

No.	取組	内容	担当課
1 1	思春期保健の推進	学校などが行う学童期・思春期の発達段階に応じた保健教育を支援する。 指標 講師派遣及び物品貸し出し件数（健康推進課）	健康推進課 学校教育課
1 2	新規 赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の推進	命の大切さを学ぶことで、人権意識を認識し、思いやりの意識を醸成する機会として、小中学生を対象とした赤ちゃん講座を開催し、小中学生と乳幼児がふれあう機会を設ける。 指標 児童センターの赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の参加人数	子育て支援課



赤ちゃん出会いふれあい交流事業



赤ちゃん出会いふれあい交流事業

成果指標

- ① 法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合

現状値:27.4%(2016年度) → **目標値:30.4%**(2023年度)

- ② 市の管理的地位にある職員(課長補佐級以上)に占める女性職員の割合

現状値:11.6%(2016年度) → **目標値:17.0%**(2023年度)

- ③ 市男性職員の育児休業等の取得率

現状値:81.3%(2016年度) → **目標値:85.0%**(2023年度)

(1) 女性のエンパワーメントへの支援

- 本市では、審議会等における女性委員割合の3次プラン目標(32%)が未達成となっており、今後も継続して女性割合の向上に向けて取り組んでいく必要があります。
- 女性の活躍は、職場や地域活動など、様々な分野に渡ります。女性の意欲や能力を十分に生かし、活躍を後押しするための取組が求められています。

No.	取組	内容	担当課
13	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組	各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・政策決定の場への女性の参画を進める。 指標 すべての審議会等における女性委員の割合	市民協働課
14	女性の人材リスト等の整備	エンパワーメント講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登載し、審議会等への登用をPRする。 指標 市民参加パートナーバンクの登録者数(累計)	市民協働課
15	女性の人材育成のための研修・講座への派遣	女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座へ市民を派遣する。 指標 研修会等派遣者数(累計)(市民協働課)	市民協働課 生涯学習課
16	誰もが学べる環境の整備	講座等の開催において託児の実施を行うなど、誰もが学びの場へ参加しやすい環境を整備する。 指標 託児付講座数(市民協働課・生涯学習課)	市民協働課 生涯学習課



講座の託児風景

（２）職場における女性活躍の推進

- ２０１６年度（平成２８年度）に実施した企業アンケートによると、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加しており、企業において今後も積極的に女性の活躍を推進していく動きが見られます。さらに、勤続年数が増えていくことで管理職になる女性も増えていくことが想定されます。女性が結婚・出産後も主体的にキャリア形成に取り組めるようにするための支援を行っていく必要があります。
- 職場における女性活躍は、比較的大きな企業から先行して取り組まれており、中小企業ではまだ取組に対する認識が薄い場面も見受けられるため、啓発・情報提供を行っていく必要があります。また、本市の産業構造で高い割合を占める製造業においても男女共同参画が進みにくい分野であるとされているため、女性の職域拡大が求められています。
- 安城市役所では、２０１６年度（平成２８年度）に一事業所として「女性の活躍促進宣言」を表明するとともに、女性活躍推進法による特定事業主行動計画を策定し、女性管理職の登用率引き上げなどを目標に取り組んでいます。今後も、市内企業の手本となれるよう、積極的に女性活躍、男女共同参画の職場づくりを推進していくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
１７	職場での女性活躍に向けた啓発・情報提供	女性管理職の拡大や女性の能力の活用について、県・関係機関が開催する講座などの情報収集に努め、商工会議所会報への掲載を依頼するなど、連携して企業・事業所などへの啓発を行い、女性の積極的な参加を促す。 指標 県・関係機関が開催する講座等の啓発回数	商工課
１８	女性の起業支援の実施	アンフォーレ内に設置する「安城ビジネスコンシェルジュ（通称「ＡＢＣ」）」において、Ａｎｊｏ創業支援ファームやKEY PORT（キーポート）と連携し、起業セミナーを開催する。 指標 起業セミナー参加者数	商工課

No.	取組	内容	担当課
19	女性の就労支援・再就職支援等の実施	出産・育児・介護などで退職した女性の再就職を支援するための情報の発信を行うとともに、セミナーを開催する。 指標 再就職支援セミナー受講者数	商工課
20	新規 安城市における「特定事業主行動計画」の推進	市役所における職員の子育て支援、女性職員の活躍に向けた環境整備のため、「特定事業主行動計画」の目標達成（女性管理職割合増）に努める。 指標 管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合（再掲）	人事課
21	女性農業者への支援の充実	農業分野における男女共同参画、女性活躍が促進されるよう、希望する女性に対し、就農や農業経営等の支援を行う。 指標 家族経営協定の締結農家戸数	農務課
22	新規 子育て支援や女性の活躍推進を行う企業への優遇策の検討	女性の活躍や子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進等に積極的に取り組む企業を評価する入札、契約制度の拡充を検討する。 指標 入札における加点対象企業数	契約検査課



安城ビジネスコンシェルジュ開所式



女性農業者による親子農業体験

（３）家庭的責任をとともに担うための環境の整備

- 男女共同参画社会の実現に向けては、女性の社会参画を促すばかりではなく、男性の家庭参画を促進する視点も重要です。市民アンケートによると、共働きであっても男女の家事時間に差がみられ、女性の家事・育児負担は大きなものとなっています。
- 長時間労働の削減や多様な働き方ができる職場づくりなど、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進などと合わせ、職場における男性の家事・育児などへの参画促進の気運づくりに取り組んでいく必要があります。
- 男性の家事・育児などへの参画を進めるためには、職場の改革と合わせて、男性自身の意識やスキルの向上を図ることも重要となっています。

No.	取組	内容	担当課
2 3	各種制度（育児休業・介護休業等）の周知	仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児・介護休業制度、パートタイム労働法、ファミリー・フレンドリー企業、再就職支援などの情報収集に努め、広報やチラシなどでPRし、制度などの取得・利用を促す。 指標 各種制度についての広報及び啓発回数	商工課
2 4	新規 男性の家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、講習会や学習機会の提供を行う。 指標 「パパ講座」「育メン広場」参加人数（子育て支援課） 夫婦でのパパママ教室参加率（健康推進課） 男性の参画を促進するための講座実施数（生涯学習課）	子育て支援課 健康推進課 生涯学習課
2 5	新規 子育て世代の男性に対する家事・育児参画の促進	仕事と家事・育児などの両立に配慮した働き方に関する啓発等を行う。 指標 働き方に関する広報・啓発の実施回数（商工課）	市民協働課 商工課
2 6	新規 働き方の見直しのための啓発	企業に対し有給休暇、ノー残業デー制度などの取得を促す。 指標 県下一斉ノー残業デーの啓発回数（商工課）	市民協働課 商工課
2 7	新規 女性活躍推進のための講座などの開催	女性活躍推進のために職場環境を考える講座などを開催する。 指標 女性活躍推進のための講座の受講者数	市民協働課

No.	取組	内容	担当課
28	新規 子育て家庭への支援の充実	地域子育て支援拠点事業を充実し、子育てへの不安解消の手助けをする。 指標 子育て支援センター、つどいの広場利用人数	子育て支援課
29	新規 女性のライフプランニング支援	積極的な社会参画を目指す女性をはじめ、女性が充実した生活を送るための講座を開講する。 指標 女性が充実した生活を送るための講座実施数	生涯学習課



パパママ教室



パパ講座



育メン広場

基本目標 **4** 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

成果指標

- ① 町内会長に就く女性の割合 **現状値:0.0%(2016年度) → 目標値:10.0%(2023年度)**
- ② 防災会議の女性の登用率 **現状値:8.0%(2016年度) → 目標値:30.0%(2023年度)**
- ③ 保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数
現状値:0人(2016年度) → 目標値:0人(2023年度)

(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

- 2016年度（平成28年度）に実施した町内会アンケートによると、会長・副会長はほとんどが男性であり、町内会における女性の役割も「行事等の手伝い活動」が最も多くを占めるなど、地域活動において運営や意思決定の場への女性参画割合が非常に低いことがわかりました。
- 少子高齢化が進む中、地域活動や市民活動の場でも人材不足、担い手不足の問題が顕著となっています。
- 地域活動や市民活動の現場では、男女がともに協力し合って地域課題解決のために取り組んでいくことが必要とされています。男女共同参画の取組にも地域ごとに差が見られることから、偏りが出ることがないよう啓発などを進め、地域において積極的に男女共同参画が推進されるようにしていく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
30	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	町内会などの各地域における地域団体や組織などへ積極的に男女共同参画を働きかける。 指標 町内会等への啓発回数	市民協働課
31	防災活動における男女共同参画の推進	防災会議などへの女性委員の登用や、女性の視点から考えられる避難所の備蓄品整備を推進する。 指標 女性の視点に配慮した備蓄品の配備	危機管理課

No.	取組	内容	担当課
3 2	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催	女性を狙う犯罪から身を守るため、防犯教室などの講座を開催し、防犯に対する意識の向上を図る。 指標 女性対象防犯教室の参加者数（累計）	市民安全課
3 3	男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成	様々な団体と連携し、男女共同参画の趣旨を理解し男女共同参画の視点で活動する団体を増やす。 指標 男女共同参画の活動も行う団体数	市民協働課

（２）性差を踏まえた健康づくりの推進

- 妊娠・出産の可能性のある女性は、男性とは異なる健康上の問題が存在します。女性活躍の土台となる、女性の健康づくりのための取組を進めていく必要があります。
- 男女共同参画において、人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ産むか、何人産むか、出産間隔などを自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス／ライツは、女性の健康を考える上で重要な視点の一つです。
- 身体的な構造の違いや生活習慣の違いなどにより生じる健康課題に対し、男女それぞれが理解し、予防に取り組んでいくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
3 4	妊娠や出産に関する健康支援の実施	子どもを望む夫婦を支援するため不妊治療費の助成を行う。また、妊産婦健康診査の実施にあたり、受診しやすいように妊産婦健康診査費の助成を行う。 指標 妊娠１１週までの妊娠届出率	健康推進課
3 5	男女特有の疾病に対する予防支援	各種がん検診の実施や保健指導・健康教育などを通じ、性差に応じた健康課題に対する予防支援を行う。 指標 乳がん検診受診率	健康推進課



母子手帳交付



母子手帳交付時に渡すマタニティマーク

(3) 参画を助ける環境の整備

- 本市では、幼児教育・保育の計画的な提供体制の整備や保護者の子育てを地域社会全体で支援するための環境整備などを総合的に推進するため、2015年度（平成27年度）に「安城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後もこの計画に基づき、市民ニーズに合わせて各種教育・保育事業を推進していく必要があります。
- 高齢化が進む中、介護の問題も増加しています。介護保険制度により、介護は社会全体で担うものという認識が進む一方で、介護を理由に仕事を辞めざるを得ない「介護離職」の問題も見られるようになってきました。職場における介護休業制度や、男女がともに担う介護などの意識の浸透を図っていく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
36	通常教育・保育事業の推進	「安城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育所における受入体制を整備する。 指標 保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数（再掲）	保育課
37	一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業等の充実	働く男女を支援するため、一時保育、休日保育、延長保育、病児・病後児保育などの各種保育・子育て支援サービス事業を推進する。 指標 一時、休日、延長、病児・病後児保育実施園数	保育課
38	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生を対象に放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成を図る。 指標 児童クラブへの入会申込をした児童のうち、どこの児童クラブにも入会できなかった児童の人数	子育て支援課
39	新規 市職員における、介護離職ゼロに向けた取組の推進	市職員における、高齢化の進行に伴う介護離職などを防止するため、介護休業制度等の定着を促進する。 指標 介護休暇制度の周知回数	人事課

基本目標 5 人権の尊重とDVの根絶

成果指標

- ① DV（配偶者からの暴力）の用語の認知度

現状値:81.2%(2016年度)→ 目標値:100%(2023年度)

- ② DV被害経験者のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合

現状値:52.5%(2016年度)→ 目標値:50.6%(2023年度)

（１）多様性を認め合う社会環境の整備

- 人々の価値観は多様になり、結婚や家庭の在り方にも標準的なモデルはなくなっています。2016年度（平成28年度）に実施した市民アンケート、高校生アンケートによると、「結婚は個人の自由だから、結婚してもしなくてもよい」という考えに対して、特に若い世代で賛同する割合が高くなっています。
- 性別においても、LGBTなどの性的少数者についての認識が高まるよう、取組を推進していく必要があります。
- 様々な状況に置かれる人々が必要な支援を受けられるとともに、多様な選択を認め、受容する社会づくりが求められています。

No.	取組	内容	担当課
40	新規 LGBTなど、多様な性に関する理解促進	性的少数者（LGBTなど）に対する理解を深めるための啓発を行う。 指標 市民向け啓発回数	市民協働課
41	新規 あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発	様々なハラスメントや人権侵害問題の防止に向けた啓発を行う。 指標 教職員向け研修会への参加者割合（学校教育課） ハラスメントに関する啓発回数（商工課）	市民協働課 市民課 商工課 学校教育課
42	様々な相談事業の実施	女性相談、母子相談、子育て相談、DVや児童虐待に関する相談、心配ごと相談業務の充実を図る。 指標 各種相談事業の相談件数（市民協働課、市民課、子育て支援課、社会福祉協議会）	市民協働課 市民課 子育て支援課 社会福祉協議会

(2) DVの啓発と早期対応

- DVに関して、本市では「DV対策庁内連絡会」を定期的を開催し、関係部署間での情報共有と支援体制の確認を行っています。
- 市民アンケートによると、DV被害者の約半数が被害に遭っても誰にも相談しないことがわかっており、DVに関する認識を高めることと、被害を潜在化させないための相談・支援体制の強化が求められています。
- DV被害者への相談や支援にあたっては、今後も庁内や関係機関などとの連携を密にし、迅速な対応を行っていくとともに、二次的な被害が生じることがないように、職員の認識を深めていく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
4 3	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	DVの相談窓口の周知やパンフレットを作成・配布し、DVに関する知識の普及を進める。 指標 DV啓発人数（子育て支援課）	市民協働課 子育て支援課
4 4	DVに関する相談対応の実施	DV被害者の早期対応を行う。 指標 DVに関する相談件数	市民協働課 市民課 子育て支援課
4 5	被害者支援にあたっての関係機関との連携強化と適切な一時保護の実施	女性相談センター、児童相談センター、警察及び市の関係部署と横断的に連携を取り、被害者を適切に一時保護する。 指標 一時保護件数	子育て支援課
4 6	被害者の自立支援	DV被害者が自立した生活が送れるよう長期的な支援を行う。 指標 関係部署とのコア会議回数（子育て支援課）	市民協働課 市民課 子育て支援課
4 7	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化	女性や児童に対する暴力の認識を深め、被害者を早期発見することができるよう市職員・教職員への研修を実施する。また、個人情報保護の取り扱いについて周知徹底を図る。 指標 市職員向けDV研修の参加者数	市民協働課 市民課 子育て支援課

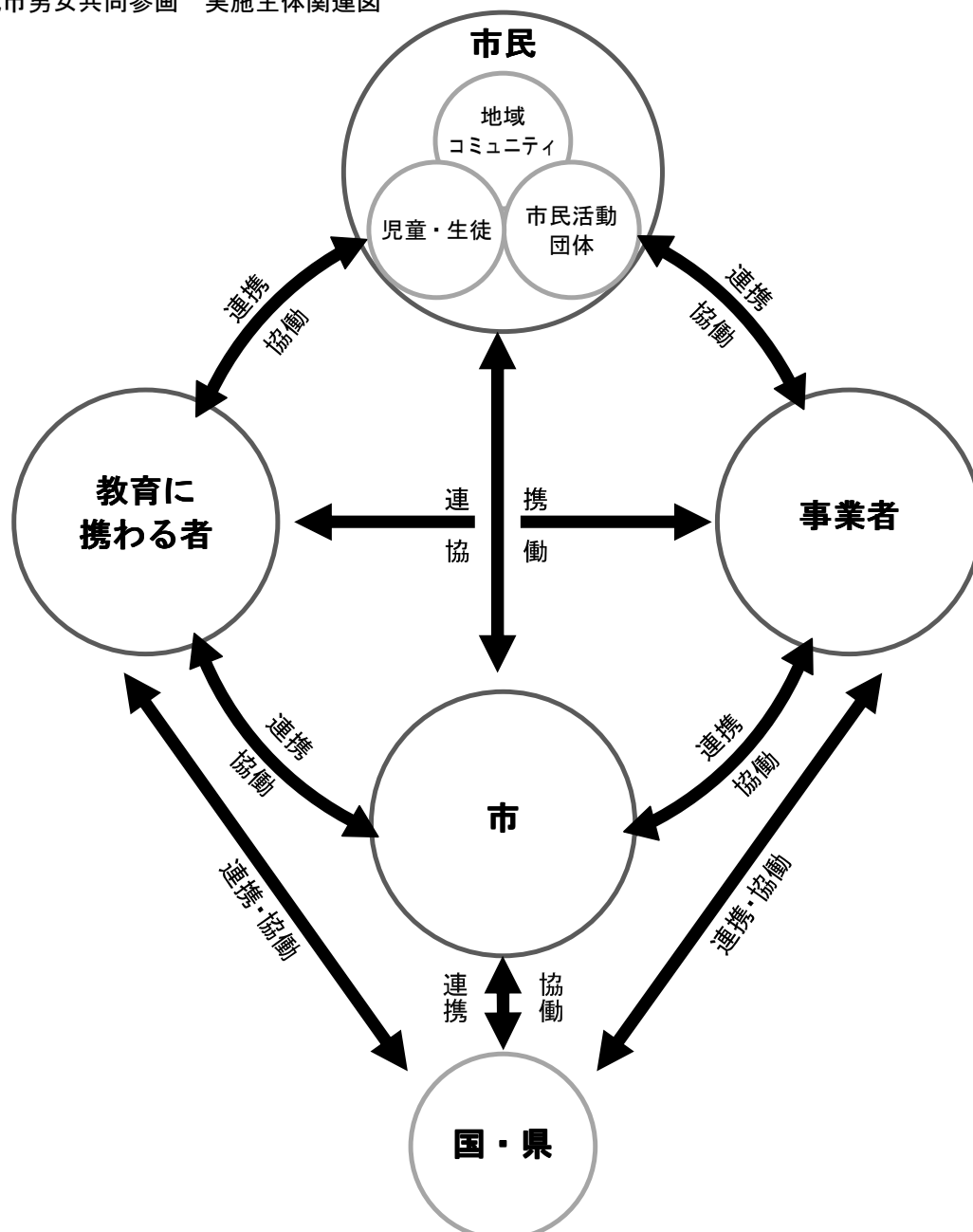
第5章 プランの推進体制

(1) 市民、事業者等との協働による推進

プランの着実な推進を図るため、最終的に目指す姿である「男女共同参画社会の実現」や基本目標などが市民や事業者に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、本プランに位置付けた各種取組の効果を波及させるためには、市民や事業者との協働が必要不可欠であるため、適切な情報の収集を図り、市民意見やニーズの把握と取組への反映に努めます。

■安城市男女共同参画 実施主体関連図

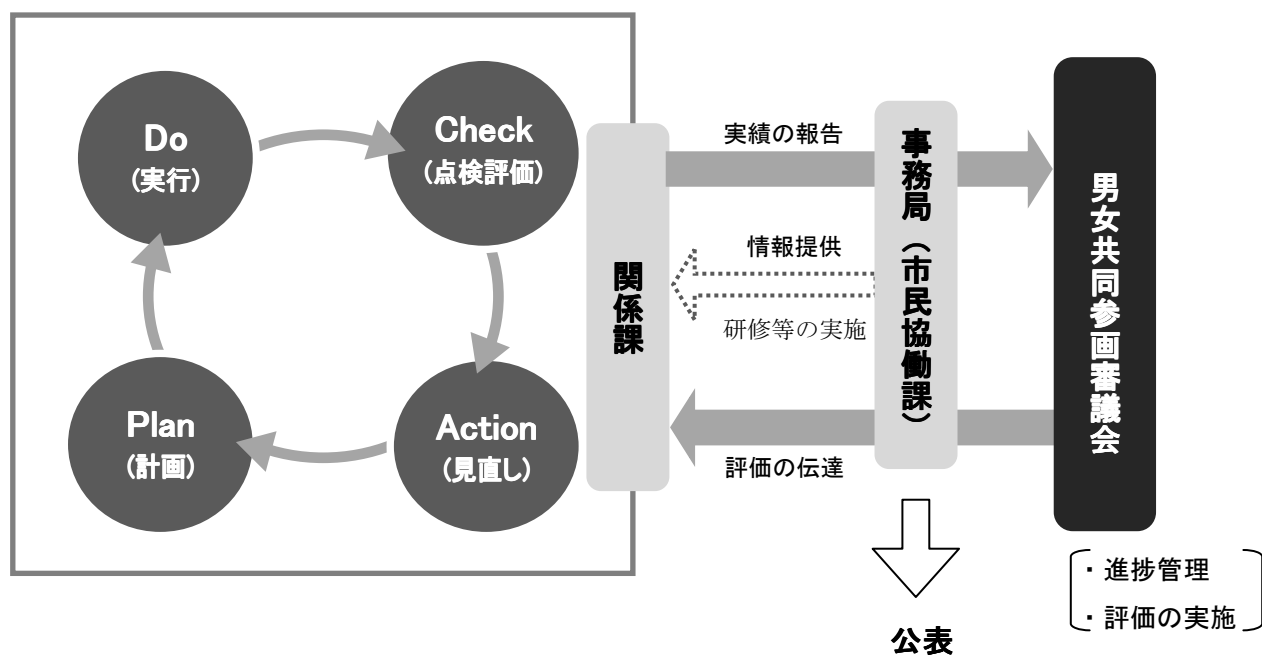


(2) プランの進捗管理

男女共同参画の視点は行政が行う取組に幅広く関わりがあるため、すべての職員が「男女共同参画社会の実現」を目指すという共通認識を持つことが重要です。そのため、職員に対し男女共同参画の視点を浸透させるとともに、関係各課が連携を図り、横断的に取組を進めていきます。さらに、本プランの計画期間中の男女共同参画行政に関する国、県の動向を注視するとともに、必要に応じて近隣自治体などとの連携を図りながら、取組を推進していきます。

また、本プランに位置付けた取組は、毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理してPDCAの視点から自己評価を行い、その結果を市民協働課が取りまとめ、安城市男女共同参画審議会において推進状況の確認・評価を行います。そしてその結果を広く市民などに公表するとともに、必要に応じて改善を図り、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。

■PDCAによる進捗管理



(3) 指標一覧

プランの進捗管理に使用する指標は、次のとおりです。基本目標ごとに設定している「成果指標」は、プランの最終年度（または最終年度の前年度）に評価を行います。

また、取組ごとに設定している指標は、その性質から2種類に分けて、毎年度、確認を行っています。

- ①目標指標…取組推進のための目標として設定する指標（活動指標として、向上させる、または維持することを目指すもの）
- ②確認指標…男女共同参画施策の推進状況の把握のための参考とする指標（市の取組によって影響を及ぼすことが困難であると考えられるものなど）

なお、本指標はプラン策定時点のものであり、今後の取組の推進状況や評価結果を受け、変更する場合があります。

基本目標 1 男女平等意識の促進

	指標項目		2016	2023
成果指標	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合	女性	9.4%	11.7%
		男性	21.9%	23.3%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合	女性	26.3%	18.0%
		男性	33.9%	32.5%

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出	女性関連資料の蔵書冊数	2,150冊 2,605冊	2,650冊	○	
2	男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の年間発行回数	2回	2回	○	
3	男女共同参画イベントの開催	男女共同参画関連のイベント参加者数	485人	530人	○	

(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
4	出前講座の実施	出前講座の実施回数	0回	2回	○	
5	人材育成のための講座等の開催	人材育成講座の受講者数（累計）	327人	460人	○	
6	市役所職員への男女共同参画研修の実施	市職員の男女共同参画研修参加者数	43人	85人	○	

基本目標 2 若年者への男女平等意識の定着

	指標項目		2016	2023
成果指標	学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合	女性	56.0%	62.7%
		男性	61.0%	65.2%
	子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合	女性	73.5%	77.7%
		男性	66.0%	76.4%

(1) 学校等における教育機会の充実

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
7	保育者への男女共同参画研修の実施	保育者研修会の参加人数	32人	32人	○	
8	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	「道徳」「学活」「総合」「保健」「人権教育」の授業で男女共同参画に関する学習を行った学級数	—	すべての学級	○	
9	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	リーフレット等の配布数	2,000枚	2,000枚	○	
10	教育現場におけるLGBTへの対応	LGBT等に関する啓発実施率	—	85%以上実施	○	

(2) 思いやり、認め合う意識の醸成

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
11	思春期保健の推進	講師派遣及び物品貸し出し件数	47件	50件	○	
12	児童センターの赤ちゃん出合い・ふれあい交流事業の参加人数	赤ちゃん出合い・ふれあい交流事業の参加人数	840 1,585 人	840 1,600 人	○	

基本目標 3 男女共同参画社会の実践

	指標項目	2016	2023
成果指標	法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	27.4%	30.4%
	市の管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	11.6%	17.0%
	市男性職員の育児休業等の取得率	81.3%	85.0%

(1) 女性のエンパワーメントへの支援

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
13	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組	すべての審議会等における女性委員の割合	28.2%	33.0%	○	
14	女性の人材リスト等の整備	市民参加パートナーバンクの登録者数	172人	202人	○	
15	女性の人材育成のための研修・講座への派遣	研修会等派遣者数（累計）	25人	43人	○	
16	誰もが学べる環境の整備	託児付講座数	35講座 6人	37講座 42人	○	

(2) 職場における女性活躍の推進

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
17	職場での女性活躍に向けた啓発・情報提供	県・関係機関が開催する講座等の啓発回数	3回	—		○
18	女性の起業支援の実施	起業セミナー参加者数	—	30人	○	
19	女性の就労支援・再就職支援等の実施	再就職支援セミナー受講者数	14人	20人	○	
20	安城市における「特定事業主行動計画」の推進	管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	11.6%	17.0%	○	
21	女性農業者への支援の充実	家族経営協定の締結農家戸数	62戸	69戸	○	
22	子育て支援や女性の活躍推進を行う企業への優遇策の検討	入札における加点対象企業数	26社	—		○

(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
23	各種制度（育児休業・介護休業等）の周知	各種制度についての広報及び啓発回数	12回	—		○
24	男性の家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	夫婦でのパパママ教室参加率	92%	90%以上	○	
		「パパ講座」「育メン広場」参加人数	531人	550人	○	
		男性の参画を促進するための講座実施数	18講座	18講座	○	
25	子育て世代の男性に対する家事・育児参画の促進	働き方に関する広報・啓発の実施回数	6回	—		○
26	働き方の見直しのための啓発	県下一斉ノー残業デーの啓発回数	1回	1回	○	
27	女性活躍推進のための講座などの開催	女性活躍推進のための講座の受講者数	—	20人	○	
28	子育て家庭への支援の充実	子育て支援センター、つどいの広場利用人数	80,664人	85,000人	○	
29	女性のライフプランニング支援	女性が充実した生活を送るための講座実施数	—	1回	○	

基本目標 4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

	指標項目	2016	2023
成果指標	町内会長に就く女性の割合	0.0%	10.0%
	防災会議の女性の登用率	8.0%	30.0%
	保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数	0人	0人

(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
30	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	町内会等への啓発回数	0回	2回	○	
31	防災活動における男女共同参画の推進	女性の視点に配慮した備蓄品（トイレ用ランタン、除菌消臭剤、ウェットティッシュ）の配備	配備なし	配備済み	○	
32	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催	女性対象防犯教室の参加者数（累計）	1,142人	1,940人	○	
33	男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成	男女共同参画の活動も行う団体数	31団体	32団体	○	

(2) 性差を踏まえた健康づくりの推進

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
34	妊娠や出産に関する健康支援の実施	妊娠11週までの妊娠届出率	95.8%	95%以上	○	
35	男女特有の疾病に対する予防支援	乳がん検診受診率	17.0%	18.0%	○	

(3) 参画を助ける環境の整備

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
36	通常教育・保育事業の推進	保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数	0人	0人	○	
37	一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業等の充実	一時、休日、延長、病児・病後児保育実施園数	一時：9園 休日：2園 延長：31園 病児・病後児：1園	一時：10園 休日：2園 延長：32園 病児・病後児：1園	○	
38	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進	児童クラブへの入会申込をした児童のうち、どの児童クラブにも入会できなかった児童の人数	0人	0人	○	
39	市職員における、介護離職ゼロに向けた取組の推進	介護休暇制度の周知回数	1回	3回	○	

基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

	指標項目	2016	2023
成果指標	DV（配偶者からの暴力）の用語の認知度	81.2%	100%
	DV被害経験者のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合	52.5%	50.6%

（1）多様性を認め合う社会環境の整備

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
40	LGBTなど、多様な性に関する理解促進	市民向け啓発回数	—	2回	○	
41	あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発	教職員向け研修会への参加者割合	—	50.0%	○	
		ハラスメントに関する啓発回数	0回	—		○
42	様々な相談事業の実施	女性相談の相談件数	71件	—		○
		母子相談の相談件数	636件	—		○
		子育て相談件数	123件	—		○
		DVや児童虐待に関する相談件数	174件	—		○
		心配ごと相談の相談件数	64件	—		○

（2）DVの啓発と早期対応

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
43	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	DV啓発人数	—	市内全21小学校の新1年生保護者	○	
44	DVに関する相談対応の実施	DVに関する相談件数（子育て支援課＋市民課合算）	30件 子育て支援課：22件 市民課：8件	—		○
45	被害者支援にあたっての関係機関との連携強化と適切な一時保護の実施	一時保護件数	1件	—		○
46	被害者の自立支援	関係部署とのコア会議回数	—	—		○
47	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化	市職員向けDV研修の参加者数	40人	—		○

資料編

(1) 策定の経過

① 2016年度（平成28年度）

月日	策定経過
6月20日	平成28年度 第1回 安城市男女共同参画審議会の開催 (1) 第3次安城市男女共同参画プラン概要説明 (2) 平成27年度実施状況について (3) 第4次安城市男女共同参画プランの策定について
7月20日～ 8月8日	「安城市男女共同参画に関するアンケート調査」の実施
10月11日	企業に対する面談ヒアリング調査の実施
10月17日	団体に対する面談ヒアリング調査の実施
11月16日	平成28年度 第2回 安城市男女共同参画審議会の開催 (1) 安城市男女共同参画に関するアンケート調査の結果について (2) 安城市男女共同参画プラン策定にかかる企業・団体ヒアリング結果について (3) 第3次安城市男女共同参画プランの評価について (4) 第4次安城市男女共同参画プラン策定スケジュールについて
1月17日	第1回 安城市男女共同参画プラン庁内部会・作業部会合同会議の開催 (1) アンケートからみる現状・課題について (2) 3次プランの振り返りについて (3) 4次プランの前提事項及び4次プランの骨子（案）について
2月20日	平成28年度 第3回 安城市男女共同参画審議会の開催 (1) アンケートからみる現状・課題について (2) 3次プランの振り返りについて

② 2017年度（平成29年度）

月日	策定経過
4月24日	幹部会議の開催
5月10日	第2回 第4次安城市男女共同参画プラン作業部会の開催 (1) 第3次プランの概要について (2) 第4次プランの概要について
6月1日	第3回 第4次安城市男女共同参画プラン作業部会の開催 (1) 施策体系（案）について (2) ヒアリングシートの修正について (3) 市長提案への取組について各課から提出された提案一覧
6月7日	第2回 第4次安城市男女共同参画プラン庁内部会の開催 (1) 第3次プランの概要について (2) 第4次プランの概要について

月日	策定経過
6月30日	平成29年度 第1回 男女共同参画審議会の開催 (1) 第3次プラン平成28年度実績報告について (2) 方針・施策決定の場における女性の参画状況等について (3) 第4次プランの骨子(案)について (4) 第4次プランの施策体系(案)について
8月10日	第3回 第4次安城市男女共同参画プラン作業部会の開催 (1) 施策部分の素案について (2) ヒアリングシートの修正について
8月23日	第3回 第4次安城市男女共同参画プラン庁内部会の開催 (1) 第1章 第4次安城市男女共同参画プランの策定にあたって (2) 第2章 安城市の現状と課題について (3) 第3章 プランの基本的な考え方について (4) 第4章 プランの基本目標別の内容について
9月25日	平成29年度 第2回 男女共同参画審議会の開催 (1) 第1章 第4次安城市男女共同参画プランの策定にあたって 第2章 安城市の現状と課題について 第3章 プランの基本的な考え方について (2) 第4章 プランの基本目標別の内容について 第5章 プランの推進体制について
10月18日	第4回 第4次安城市男女共同参画プラン庁内部会の開催 (1) 第4次男女共同参画プラン(案)について (2) パブリックコメントについて
11月2日	幹部会議の開催
11月20日	平成29年度 第3回 安城市男女共同参画審議会の開催 (1) 第4次男女共同参画プラン(案)について (2) パブリックコメントについて
12月12日	市民文教部会への報告
12月20日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
1月31日	第5回 第4次安城市男女共同参画プラン庁内部会の開催 (1) パブリックコメントの意見及びその回答について (2) プラン最終案について
2月19日	平成29年度 第4回 安城市男女共同参画審議会の開催 (1) パブリックコメントの意見及びその回答について (2) プラン最終案について
2月28日	市長への答申

(2) 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第

三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充て

る。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充て

る。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な

協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に

危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する

重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者

からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に

対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に

置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活に

において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が

立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が

最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算

して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の

閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者か

らの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則 （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の

実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職

業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が

定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労

働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚

生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し

必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職

業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主

は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を

講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として

加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加え

る。

平成三十三年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附則（平成二十九年三月三十一日法律第十四号）
〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二

十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(5) 安城市男女共同参画推進条例

平成20年3月26日安城市条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する

基本的施策（第10条—第17条）

第3章 男女共同参画審議会（第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

男女が性別にかかわらず心豊かに生活できることは、私たち安城市民の願いです。

安城市は、豊かな大地と自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化、そして穏やかな地域社会をはぐくんできました。

しかしながら、少子高齢化や経済産業構造の変化、国際化などにより、家族形態や地域社会は大きく変化しています。このような変化のなかで、引き続き活力ある社会を築くためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行を見直し、男女が対等なパートナーとして生活できる社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

私たち安城市民は、将来にわたって、男女が、互いに自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方のできる男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以

下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等親密な関係にある男女間若しくは過去に親密な関係にあった男女間の暴力その他の精神的、身体的又は経済的な苦痛を与える言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において積極的に行われなければならない。

- (1) 男女が、性別を理由に差別されることなく、自立した個人として、個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行により制限されることなく、あらゆる活動に対して、自らの意思と責任において多様な選択ができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会生活における活動との両立ができるよう配慮されること。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関

する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民、事業者及び教育に携わる者並びに国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（教育に携わる者の役割）

第7条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接であると間接であるとを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第9条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画の策定）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定に当たっての配慮）

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

（調査研究）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じ、その結果を公表するものとする。

（広報及び支援）

第13条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する活動を行う意欲が増進されるように、広報活動を行うほか、必要な支援を行うものとする。

（積極的改善措置）

第14条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育に携わる者と協力し、積極的改善措置を講ずるものとする。

2 市長は、委員会、審議会、審査会その他これらに類するものの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めるものとする。

（実施状況の公表）

第15条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（市が実施する施策に対する申出）

第16条 市民、事業者及び教育に携わる者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策についての意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、安城市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する事項に係る相談)

第17条 市は、市民から男女共同参画を阻害する事項に係る相談があったときは、国、県その他の関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

第18条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、安城市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第16条第2項の規定により報告のあった事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の規定により調査審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている第2次安城市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(6) 安城市男女共同参画審議会規則

平成20年3月26日安城市規則第22号
改正 平成23年3月4日安城市規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市男女共同参画推進条例(平成20年安城市条例第15号)第18条第8項の規定に基づき、安城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 市民のうちから委嘱する委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長)及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に第2条第2項の規定により公募した委員の任期は、安城市男

女共同参画推進条例第18条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成23年3月4日安城市規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(7) 安城市男女共同参画審議会名簿

役職	氏名	所属等	任期
会長	榊原 真由美	安城市人権擁護委員 副委員長	
副会長	重田 一春	連合愛知三河西地域協議会 副代表	
委員	市川 彩	公募市民	
委員	小鹿 登美	公募市民	
委員	小森 義史	公募市民	
委員	篠田 遼一	公募市民	
委員	村田 麻衣	公募市民	
委員	嶺崎 寛子	愛知教育大学 社会科教育講座 准教授	
委員	岡本 章	安城市町内会長連絡協議会 副会長	H28. 4. 1～ H29. 5. 24
委員	大見 博昭	安城市町内会長連絡協議会 副会長	H29. 5. 25～
委員	岩井 初幸	安城商工会議所 事務局長	
委員	倉田 賢吾	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人事部 人事企画グループ グループマネージャー	H28. 4. 1～ H28. 12. 31
委員	大澤 昭彦	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人事部 次長	H29. 1. 1～
委員	奥田 香澄	碧海信用金庫 人材開発部 副部長	H28. 4. 1～ H29. 6. 30
委員	手島 佳子	碧海信用金庫 人材開発部 人材開発グループ 係長	H29. 7. 1～
委員	鳥居 恵子	安城市教育委員会 教育委員	H28. 4. 1～ H29. 9. 30
委員	船尾 恭代	安城市教育委員会 教育委員	H29. 10. 1～
委員	中根 敬子	さんかく21・安城 会長	H28. 4. 1～ H29. 4. 14
委員	石原 春代	さんかく21・安城 会長	H29. 4. 15～

敬称略

第4次安城市男女共同参画プラン

2018年（平成30年）3月

発行 安城市

編集 安城市 市民生活部 市民協働課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL／（0566）71-2218

FAX／（0566）72-3741

E-mail：kyodo@city.anjo.lg.jp
